

東大和市個人情報保護審議会条例を廃止する条例を公布する。

令和8年6月3日

東大和市長 和地 仁美

東大和市条例第22号

東大和市個人情報保護審議会条例を廃止する条例

東大和市個人情報保護審議会条例（令和4年条例第34号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前において廃止前の東大和市個人情報保護審議会条例（以下「旧条例」という。）第1条に規定する東大和市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員であった者に係る旧条例第4条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

（東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

- 3 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審議会委員の項を削る。

（東大和市個人情報保護法施行条例の一部改正）

- 4 東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「東大和市個人情報保護審議会条例（令和4年条例第34号）」を「東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第33号）」に、「東大和市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）」を「東大和市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

（東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 5 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第1条の2—第5条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第6条—第10条）

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第10条の2）

第4章 雑則（第11条—第14条）

附則

第1章 総則

第1条を第1条の2とし、同条の前に次の1条及び章名を加える。

(目的)

第1条 この条例は、東大和市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めることを目的とする。

第2章 設置及び組織

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第5条の次に次の章名及び節名を付する。

第3章 審査会の調査審議の手續

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手續

第6条第1項中「（令和4年条例第32号）」を削る。

第10条の次に次の1節及び章名を加える。

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手續

第10条の2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（東大和市個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。次項において同じ。）に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第4章 雑則

第11条中「から」の次に「審査請求に係る」を加える。

(東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前に附則第4項の規定による改正前の東大和市個人情報保護法施行条例第9条の規定により旧審議会にされた諮問は、前項の規定による改正後の東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の2に規定する東大和市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなす。